

## （１）市街化調整区域における開発許可制度の見直しについて

平成30年4月より、南国市の市街化調整区域における開発許可制度が見直され、「特定エリア」における開発の緩和が図られていると認識しております。

一方で、「特定エリア」から外れた区域の商工業者からは、「事業拡大に伴う建物・工場・倉庫等の増築・新築ができない」といった意見が寄せられています。

地域の事業者が事業規模の拡大や設備投資を行い、地域経済の活性化につなげるためにも、「特定エリア」の指定範囲の拡大や制度の見直しについて、ご検討いただきたいと考えます。

つきましては、現在の「特定エリア」の指定状況と、今後の区域拡大や制度見直しの考え方について伺いいたします。【都市整備課】

本市では、市街化調整区域における地域課題への対応や産業振興等を図るため、一定の区域を「特定エリア」として設定し、開発許可制度の運用による土地利用の緩和を行っています。

商工業に関係する主な特定エリアとしては、「集落拠点周辺エリア」「高知大学医学部周辺エリア」「インターチェンジ周辺エリア」があります。

「集落拠点周辺エリア」では、小売業や飲食業に該当する店舗等の立地が可能となっています。また、「高知大学医学部周辺エリア」では、宿泊施設や居酒屋、小売店、飲食店等のほか、一定の条件を満たす総合スーパーの立地が可能です。「インターチェンジ周辺エリア」では、製造業、運輸業、卸売業に該当する建築物の立地が可能となっています。

各エリアの範囲については、別添の「特定エリアイメージ図」のとおりです。

「集落拠点周辺エリア」は、これまで形成されてきた集落に沿って市内各地に設定しています。「高知大学医学部周辺エリア」は、高知大学医学部から道のりでおおむね2キロメートル以内、「インターチェンジ周辺エリア」は、インターチェンジからおおむね1キロメートルの区域を基本としており、高知龍馬空港インターチェンジについては、国道55号沿道に限定して設定しています。

次に、特定エリアの拡大や制度の見直しについてですが、「集落拠点周辺エリア」は本市の条例に基づき定めている一方、「高知大学医学部周辺エリア」及び「インターチェンジ周辺エリア」は、高知県開発審査会において、本市のまちづくりの方針との整合性等を確認したうえで承認を受け、設定しているものです。

このため、エリアの拡大や制度の見直しについては、個々の事業者からの土地利用の要望だけで判断するものではなく、市全体の土地利用やまちづくりの方針との整合を図りながら検討する必要があると考えています。

なお、特定エリアの区域外であっても、既存の工場や事業所の建替えや増築がすべてできないというものではありません。

例えば、敷地を拡張して既存工場の建替えや増築を行う場合には、既存工場が適法に建築された製造業の工場であることや、拡張後の敷地面積が現在の1.5倍以内であることなど、一定の要件を満たし、高知県開発審査会の承認を受けることで可能となる場合があります。

また、敷地を拡張せずに既存の工場や事業所等を建替え、又は増築する場合には、既存建築物が適法に建築されたもので、用途を変更せず、建替え又は増築後の延べ面積が現在の 1.5 倍以内であることなど、一定の要件を満たせば、都市計画法上の許可が不要となる場合もあります。

こうした制度については、事業者の皆さまに十分知られていない部分もあると考えています。工場や事業所の建替え、増築、敷地の拡張等を検討される場合には、特定エリアの区域外であることのみで判断せず、まずは都市整備課開発係へご相談ください。

個々の計画内容を確認したうえで、活用可能な制度についてご案内し、事業者の皆さまの土地利用に関する相談に対応してまいります。

## （２）商品券事業等の商業活性化について

平成 23 年度の「エコエコ商品券（5%プレミアム付商品券）」をはじめ、令和 8 年度の「なんこく生活応援チケット」など、これまで商業の活性化や地域消費の喚起に向けた補助事業・委託事業等に積極的に取り組んでいただいております。

一方、令和 9 年度から 2 年間、食料品に係る消費税率が 1%に引き下げられることにより、消費動向の変化や価格転嫁への影響など、外食産業をはじめ関連事業者への影響が懸念されています。

こうした環境変化を踏まえ、外食産業をはじめとする関連事業者の経営への影響をどのように捉えているのか、また、地域消費の喚起や事業者の経営維持・支援に向け、今後どのような施策を検討されているのかお伺いいたします。【商工観光課】

「エコエコ商品券」（平成 23 年度）や「なんこく生活応援チケット」（令和 8 年度）などの商品券事業につきましては、市民の生活支援や地域の消費喚起、市内事業者の支援などを目的に実施してきたところでございます。

現行の軽減税率の対象となる飲食料品に係る消費税率が 2 年間 1%に引き下げられた場合には、スーパーやコンビニをはじめとする食品小売業など関連事業者において、レジや会計システムの設定変更、価格表示の見直し、従業員への周知など、事務的・経費的負担が生じることが想定されています。

また、店内飲食とテイクアウト、惣菜等との税率差が拡大し、消費者の選択や需要動向に影響を及ぼす可能性もあることから、特に飲食店等の外食事業者にとって、大きな懸念事項となっているものと認識しております。

一方で、飲食料品に係る家計負担の軽減は、市民の消費余力の向上につながる可能性があり、地域における消費活動に一定の好影響を及ぼすことも考えられます。

こうした状況のなか、国からは外食産業等に対する支援策が検討されているところでございますし、本市といたしましても、来年 4 月に向けた事業者支援としては、店舗経営の効率化や生産性の向上に向けた設備導入、魅力ある店舗づくりや商品開発等に対し、先端設備等導入支援事業費補助金、または南国市中小企業振興事業費補助金における地域特産品開発事業などを現在実施しているところでございますので、制度の活用をご検討いただけたらと思います。

また、こうした事業者の取組と併せて、市内事業者のデジタル化を推進していくことも重要と考えております。キャッシュレス決済やデジタルを活用した販売・顧客管理、業務の効率化などを促進することで、事業者の負担軽減や生産性の向上を図るとともに、消費者にとっても利便性の高い購買環境につながるものと考えております。

さらに、事業者のデジタル化を進めることは、今後、商品券事業などの経済対策を実施する際にも、より迅速かつ効果的に事業を展開するための基盤づくりにつながると考えております。

今後につきましては、商工会と連携しながら、消費税率引下げによる消費動向や地域経済への影響、国や県の支援施策などについて、注視してまいりたいと考えております。

### （３）災害対策について

南国市のご協力のもと、当会が策定いたしました「事業継続力強化支援計画」が、令和 8 年 3 月 23 日付で高知県より認定されました。

一方、地域の小規模事業者においては、「ジギョケイ（事業継続力強化計画）」の策定が十分に進んでおらず、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、事業所の早期復旧・事業再開が困難となることが懸念されます。

先般発生した令和 8 年熊本地震等の災害を踏まえても、平時からの備えを強化し、事業者への防災・減災対策の支援や、発災後の早期復旧・事業再開に向けた対応体制、支援マニュアル等を整備しておくことが重要と考えます。

このことから、事業者の「ジギョケイ（事業継続力強化計画）」の策定を促進するための支援をはじめ、発災後の事業者支援や早期復旧に向けた体制整備について、今後どのように取り組まれるのかお伺いいたします。【商工観光課】

南国市商工会が本市と連携して策定し、高知県より認定されました「事業継続力強化支援計画」につきましては、地域の小規模事業者に対する防災・減災対策の普及及び事業継続力の向上を図るための重要な取組であると認識しております。

一方、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備えるためには、各事業者が自らの事業内容や立地条件、取引先との関係等を踏まえ、被害の軽減及び早期復旧に向けた取組をあらかじめ整理しておくことが重要であります。特に、小規模事業者においては、個別の「事業継続力強化計画」、いわゆる「ジギョケイ」の策定を通じ、平時から防災・減災対策を進めていただくことが必要であると考えております。

このため、計画の策定促進につきましては、これまでも商工会と連携し、制度の周知及び啓発に取り組んできたところでございます。今後は、認定された事業継続力強化支援計画に基づき、商工会による個別相談や伴走型の支援、セミナー・研修会の開催等を通じて、未策定事業者への周知を一層進め、計画策定の促進に努めてまいります。

また、発災後の事業者支援及び早期復旧に向けた体制整備につきましては、市地域防災計画等に基づき、まずは被災状況や事業継続上の課題の把握に努めるとともに、商工会、県及び関係支援機関と連携し、相談窓口や利用可能な支援制度に関する情報提供を行ってまいります。

さらに、国・県等による支援制度が創設、または実施される際には、被災事業者が必要な支援につながるができるよう、商工会等と連携し、制度の周知及び申請に関する相談対応に努めてまいります。

本市といたしましては、今後とも商工会をはじめとする関係機関との連携を密にし、地域事業者の防災・減災対策の推進、及び発災時における円滑な事業継続・早期復旧に向けた環境整備に努めてまいりたいと考えております。

#### （４）エッセンシャルサービス（ES）の維持・確保について

近年、少子高齢化や人口減少に伴う過疎化に加え、構造的な人手不足が深刻化しており、地域の生活や経済活動を支える担い手の確保が大きな課題となっています。

また、事業者の高齢化や後継者不足等により、長年地域に必要とされてきた事業所の廃業・撤退も増加しており、今後、地域住民の生活を支えるサービスの維持が困難になることも懸念されます。

特に、物流、交通、介護・福祉、医療、生活関連サービス、建設・設備等、地域住民の生活や事業活動に不可欠な「エッセンシャルサービス」については、担い手不足や事業者の減少によって、将来的にサービスの供給不足や事業継続が困難となる可能性があります。

そこで、現在、南国市内においてエッセンシャルサービスの供給不足が生じている分野があるのか。また、今後の人口減少や事業者の廃業等を見据え、必要なサービスを地域内で維持・確保していくため、どのような課題認識を持ちどのような対策を講じていくのかお伺いいたします。【商工観光課】

本市におけるエッセンシャルサービスの供給状況につきましては、関係部署へ確認しましたところ、現時点において、直ちに市民生活や地域経済に重大な支障を及ぼすようなサービスの供給不足が生じている状況には至っていないものと認識しております。

なお、医療分野におきましては、JA 高知病院において産婦人科の常勤医師の確保不足による分娩が休止の状態であること、及び診療所が1 医院閉院している状況になっており、今後懸念されることとして、小児科などの診療所における医師の高齢化や後継者の確保、及び病院の医師の確保が課題となることが窺えるとの回答もございました。

同様に、この担い手不足等の課題については、関係部署からもお聞きしております。

このため、本市において、直ちに著しいサービスの供給不足等には至っていないものの、人口減少や高齢化の進行、担い手不足、事業者の廃業等により、将来的には地域に必要なサービスの供給体制を維持することが難しくなるおそれがあるものと認識しております。

今後の対策につきましては、地域において必要とされるサービスの供給状況や事業者が抱える課題について、関係部署や商工会、関係団体等と情報共有を図りながら、把握してまいりたいと考えております。

あわせて、商工会等と連携しながら、事業承継に関する相談窓口及び支援制度の周知、相談対応に加え、人材確保及び人材定着に資する取組の情報提供、デジタル技術や省力化設備の導入による業務効率化・生産性向上の支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、国において創設されたエッセンシャルサービスに係る認定制度をはじめ、国・県等の関連施策についても情報収集に努め、地域事業者が活用可能な制度について、商工会等と連携して周知等を行ってまいりたいと考えております。

本市といたしましては、商工会をはじめ、関係機関との連携を密にしながら、地域住民の生活及び地域経済を支える必要なサービスが将来にわたり維持されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

**（５）海外客船・高知空港国際線を活用したインバウンド誘客について**

平成 27 年度以降、高知新港への海外客船の寄港数は年々増加しており、令和 8 年度には 105 隻の寄港が予定されるなど、海外から高知県を訪れる観光客は今後も増加することが期待されています。また、令和 9 年には高知空港に国際線ターミナルが開設され、海外からの観光客やビジネス客等のさらなる増加が見込まれています。

こうした状況は、高知新港や高知空港に近接する南国市にとって、海外からの観光客等を市内へ誘致し、宿泊、飲食、買物、観光、体験サービス等の消費を地域経済へ取り込む大きな機会であると考えます。一方で、外国語対応、キャッシュレス決済、観光案内、交通手段、情報発信など、外国人観光客を受け入れるための環境整備も必要となります。

そこで、高知新港や高知空港の立地を最大限に活用し、海外からの観光客やビジネス客を南国市へ誘致するため、今後どのように取り組まれるのかお伺いたします。

**【商工観光課】**

高知新港へのクルーズ船の寄港増加や、高知龍馬空港における国際線の出入国手続き等の機能を備えた新ターミナルビルの開設は、インバウンド誘客による観光振興及び地域経済の活性化につなげることができる重要な機会であると認識しております。

このインバウンド誘客につきましては、台湾チャーター便において個人向け販売座席が増枠されていることから、団体客はもちろんのこと、個人客の誘客も図って参りたいと考えております。

これまででも、外国人観光客が本市を訪れた際に観光施設や飲食店等を利用しやすくするため、多言語観光情報サイト「ガイドア」を活用しスマートフォン等における言語設定に応じて本市の観光情報が取得できる環境を整えてまいりました。また、少人数客の利用が想定される空港乗合タクシーにおいても、昨年度末にポスターの多言語化や予約サイトの繁体字（台湾向けの中国語）対応などを行い、受入環境の整備を進めております。

今後の取組みとしましては、来訪前の情報発信から、来訪時の受入環境の整備、そして、観光消費額の向上について、総合的に進めることが重要であると考えております。

クルーズ船や台湾チャーター便に係る団体客については、旅行会社等へのプロモーションが重要となります。このため、物部川 DMO 協議会には、引き続き、高知県や高知県観光コンベンション協会等が行う海外の旅行会社等との商談会において、本市の観光施設等の売り込みに期待しているところでございます。

また個人客の誘客に向けては、旅行先の情報収集において、従来の検索エンジンから生成 AI の活用へと広がりつつある現状を踏まえ、AIO（AI Optimization：AI 最適化）を意識した情報発信についても対応が必要だと考えております。

本市の観光施設や飲食店、体験メニュー、アクセス方法などの情報をわかりやすく整理・充実させ、個人客をはじめ様々な外国人観光客が旅行先を検討する初期段階から、本市の情報に触れてもらえる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

さらに、来訪した外国人観光客の消費額を増やし、地域経済の活性化につなげていくためには、外国人観光客の多様なニーズを踏まえた、本市ならではの食、歴史、ものづくり、文化などを組み合わせた体験型商品や、少人数・予約制などによる高付加価値商

品の造成が重要となることから、市内観光施設や関係団体等のご協力が不可欠なものでございます。

また、市内観光施設の多くでは、キャッシュレス決済を導入していただいておりますが、個人店等においては未導入の店舗もあるところでございますので、商工会と連携し、商工会会員の方々にもご協力いただきながら、キャッシュレス決済の導入や商品表示の多言語化など、受入環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、今後とも商工会、観光協会、物部川 DMO 協議会及び高知県などの関係機関と連携し、高知新港や高知龍馬空港に近接する本市の立地特性を活かしながら、来訪前の情報発信、来訪時の受入環境整備、インバウンド向けの商品・体験開発を一体的に進めることで、外国人観光客の誘客と市内での消費拡大につなげてまいりたいと考えております。